
第 5 章

推進体制と進行管理



1 各主体の役割

本戦略の推進にあたっては、行政、事業者、市民、市民活動団体など、それぞれの主体が自主的に、また協働して取り組むことが重要であり、それぞれの主体には、以下のような役割や取組が期待されます。

(1) 市の役割

人間が生きていくために不可欠な多くの生態系サービスが、豊かな生物多様性によって提供されているという認識を全職員で共有し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進すると共に、市自らが事業者として、事業実施の際に率先した配慮行動を実践する役割があります。

- ① 様々な分野の市の施策に生物多様性の視点を導入する。
- ② 生物多様性の現況を把握するための調査・情報収集を行い、情報提供を行う。
- ③ 事業者として、物品などの調達や事業活動を生物多様性の保全に配慮したものに
する。
- ④ 事業者、市民、市民活動団体などが生物多様性を高めることに配慮した活動に取
り組むことを奨励するしくみを提供する。
- ⑤ 市民が生物多様性について認識したり、考えたり、保全の取組に参加できる場を
設定する。
- ⑥ 様々な活動主体の連携・協働を進める場や機会を確保する。
- ⑦ 近隣・全国の自治体や鹿児島県、国、その他生物多様性の保全活動を行う全国の
団体などとの連携を進める。
- ⑧ 地域戦略の実施状況をチェックし、適宜見直しを行う。

など

(2) 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うと共に、環境保全活動へ参加・協力し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する役割が期待されます。

- 第1次産業関係者は、事業活動が生物多様性の恵みを享受するものであり、生物多様性が健全に維持されることにより成り立つものであることを認識し、生物多様性の保全を重視した事業活動を進めます。
- 第2次産業関係者は、原料調達から製品の廃棄に至る過程での生き物への影響を評価し、それをより小さくする取組を進めます。
- 第3次産業関係者は、他の事業者や市民などに、生物多様性を高めていくことの意義についての情報提供や生物多様性に配慮した製品・サービスの提供を行います。特にマスメディア関係者は、生物多様性に関する情報発信などを積極的に行います。

- ① 自らの活動の生物多様性への影響(良い面・悪い面)を評価し、生物多様性の保全と自らの事業についての関連性について理解する。
- ② 生物多様性に関する資料・情報の収集や職員の研修などを実施する。
- ③ 原料調達の際に生物多様性の保全に配慮したものを購入するなど、自らの活動を生き物の暮らしに対して影響のないもの(回避)、より影響の小さなものへ変えていく(最小化)。
- ④ 自らの施設の緑化などを通して緑のネットワークづくりに参加するなど、生物多様性の保全に貢献する(回復・代償)。
- ⑤ どうしても減らせない影響については、別の方法で埋め合わせる(オフセット)ような考え方を導入する。
- ⑥ 自社製品のどこが生物多様性の保全に配慮したものが消費者にわかるように表示するなど、自社の製品や活動を通して市民向けに生き物により優しい生活提案を行う。
- ⑦ 生物多様性の保全活動を行う団体などの支援や市が実施する事業などとの協力・連携を図る。
- ⑧ 生物多様性の保全に配慮した新しい技術の開発と普及に努める。

など

(3) 市民の役割

市民は、生物多様性が暮らしと密接に関係していることを理解し、環境に配慮した暮らしを実践すると共に、他の主体と協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する役割が期待されます。

- ① 動物園、水族館、観光農業公園など、生き物や自然に関する施設に出かける。
- ② 近くの里山や海川などの自然の中に出かけ、自然の恵みを実感したり、生き物を観察したりする。
- ③ 生き物を育ててみる。
- ④ 身近な自然や生き物について関心を持ち、暮らしのつながりを意識する中で生物多様性がもたらす生態系サービスの恵みについて理解する。
- ⑤ 旬のもの、地元産のものを食べる。
- ⑥ 自宅から出るごみや汚水を減らし、商品を購入するときに生物多様性の保全に配慮した商品を選ぶなど、生き物により優しい暮らしを実践する。
- ⑦ 生き物に優しい活動を行っている事業者の商品を購入するなどして応援する。
- ⑧ 庭に生き物の好む空間を増やし、生き物に優しい管理を行いながら街全体の緑のネットワークづくりに参加する。
- ⑨ 自然との関りのある行事や市民活動団体が行う生物多様性などの学習・体験活動に積極的に参加・協力する。
- ⑩ 体験したことや気づいたことを家族やまわりの人に語り、関係機関に伝える。
- ⑪ 育てた生き物を野外に放さない、旅行などの際に生き物を移動させる場合も野外への逃げ出しに注意する。
- ⑫ 生き物や環境のためにちょっと我慢することを考える。

など

(4) 市民活動団体の役割

環境活動団体は、体験学習の機会の提供や森林保全活動などを積極的に展開すると共に、専門的な知見や経験を生かし、地域の生物多様性に関するモニタリングなどへ積極的に参加する役割が期待されます。

また、その他の団体は、社会貢献、地域貢献として環境に配慮した活動に取り組むと共に、生物多様性を高めることに配慮した緑化や生き物との接し方などについて会員や参加者への普及啓発を行う役割が期待されます。

- ① 体験学習の機会の提供や森林保全活動など、主体的な活動を継続して推進する。
- ② 他の活動主体との連携を図り、活動の輪を広げる。
- ③ 生物多様性を高めるプログラムの提供や教材づくりを進める。
- ④ モニタリングや外来生物の駆除などの活動に積極的に参加する。
- ⑤ 環境学習の担い手としての活動に積極的に取り組む。
- ⑥ グリーン・ツーリズム/エコツーリズムなどの推進に取り組む。
- ⑦ 市、事業者などへの情報提供、提言を行う。
- ⑧ 生物多様性を高めることに配慮した緑化や生き物との接し方などについて、会員や参加者への普及啓発を行う。

など

(5) 教育・学習を行う者の役割

教育・学習を行う者は、自然体験活動など生物多様性を実感するための機会を提供すると共に、生物多様性の保全と持続可能な利用などに関する教育・学習を進める役割が期待されます。

- ① 学習者が身近な自然や生き物に対して興味・関心を抱くことができる、学びの場・体験の場や機会を提供する。
- ② 自然体験活動をとり入れた教育・学習を進める。
- ③ 生物多様性を高めることに配慮した緑化を進める。
- ④ 生物多様性の保全に取り組む人材を育成する。
- ⑤ 市や市民活動団体などが実施する事業に積極的に参加する。
- ⑥ 市、事業者、市民活動団体などが実施する活動に対して、運営に参加するなどして人的支援を行う。

など

(6) 専門家の役割

研究者など専門家は、生物多様性に関するデータの収集や生態系の保全・再生などに関する調査・研究を実施すると共に、専門的な知見や技術に基づき科学的な情報を整理し、市民、市民活動団体、事業者などに対する情報提供や普及啓発、提言などを行う役割が期待されます。

- ① 生物多様性に関する調査研究を実施し、科学的知見の充実を図る。
- ② 生態系サービスの価値や持続可能な利用方法を伝えていく。
- ③ 生物多様性を保全・再生する技術開発などを進める。
- ④ 市民活動団体や事業者、市などと連携し、生物多様性の保全に関する取組を行う。
- ⑤ 生物多様性に関する保全活動に対し、専門的な立場から助言や指導および提言を行う。
- ⑥ 次世代を担う研究者や技術者を養成する。

など

2 進行管理など

(1) モニタリング調査

生物多様性の現況を把握し、施策などに反映させていくために、モニタリング調査を実施します。

生き物や生態系の現状について把握するため、市内に生息する動植物について総合的な調査を実施します。調査は定点の継続的な調査とし、同じ手法で継続していくことで、生き物の動向を評価できるようにします。調査にあたっては、専門調査機関など科学的な調査結果を提供できる団体によって実施することを原則とし、専門調査機関と同様な技術力や実施体制を有する団体とも連携しながら進めていくこととします。

また、市民や事業者の生物多様性に関する認識や取組の実態などについて把握するためのアンケート調査も実施します。

外来生物の現況や環境の指標となる生き物の調査など、毎年テーマを決めて市民と共に取り組む「市内一斉生き物調べ(仮称)」や、市民などの協力を得て、ツバメの初見日やセミの声の確認など、生き物の生息や生育時期の変化などをモニタリングする「かごしまモニタリングサイト100(仮称)」を実施し、市民と共に生き物の状態を確認していけるしくみを構築します。

(2) PDCAサイクルの実施

地域戦略の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA方式により実施します。本計画の進捗状況の把握や評価は、各施策の進捗状況やモニタリング調査結果などから判断します。

(3) 推進体制

庁内に「生物多様性向上推進委員会(仮称)」を設置し、関係課と連携を図りながら生物多様性を高めていくための施策を推進します。

また、事業者、市民、市民活動団体と協力連携を図り、協働で実施する施策については、その体制を整備して推進します。

(4) 年次報告書の作成

行動計画に掲げる各主体の取組状況などについては、年次報告書として、毎年「生物多様性レポート(仮称)」を作成します。

(5) 進行管理

鹿児島市環境基本計画の進行管理組織である「環境政策推進会議」において、進行管理を行います。また、取組の進捗状況は鹿児島市環境審議会へ報告すると共に、市民に公表します。

また、本地域戦略の策定にあたり開催した公募の市民、市民活動団体、事業者が参加する「かごしま市生物多様性を語る会」を生かし、戦略策定後も引き続きワークショップなどの開催を通して、各主体の意見交換の場を設けます。

(6) 専門家との連携

地域戦略を推進するにあたり、生物多様性の現状の評価などについては、専門的な知識・見解を要するため、評価委員会の設置など各分野における専門家との連携体制を構築します。

(7) 国、県などとの連携

地域戦略を推進するにあたり、国レベル、県レベルの取組や市域を越えた広域的な取組については、国、県、近隣自治体などとの連携を図ります。

(8) 戦略の見直し

本地域戦略は、2021年度（平成33年度）に見直しを行うこととしますが、国の施策や社会情勢などに大きな変化があった際は必要に応じて見直しを行います。



